

## 議案第52号

### 訴えの変更の件

令和4年9月5日に提出した議案第47号において議決された訴えの提起の件について、次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月27日提出

摂津市長 嶋野 浩一郎

#### 1 提訴の趣旨の変更

提訴の趣旨に次の2件を追加する。

- (1) 本件水路敷について、本市が所有権を有することを確認することを求める。
- (2) 相手方に対し、本市が本件水路敷について維持管理に必要な一切の行為をすることを妨げてはならないことを求める。

#### 2 変更の理由

- (1) 第一審判決では、本市の請求は棄却されたが、判決理由中において、本市が本件水路敷の所有権を有することは認定された。しかし、判決理由中の判断には既判力が生じないため、相手方が再び本件水路敷の所有権を主張してくる可能性は否定できない。
- (2) 本市の請求が棄却されたことに乗じて、本市が行う本件水路敷の維持管理のために必要な各種作業を相手方が何らかの理由をつけて妨げてくる可能性も生じている。
- (3) 上記(1)及び(2)のリスクを予防する必要があるため、上訴するに当たり、提訴の趣旨を追加するものである。